(ⅲ)　その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

24年度においては、「特別会計に関する法律の一部を改正する法律」（平24法15）に基づき、東日本大震災復興特別会計が新たに設けられた。

25年度においては、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平24法42）に基づき、国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業債務管理特別会計を新たに設けている。

これらの時限的な特別会計を含めると、特別会計は次の18となっている。

（特別会計一覧）

・交付税及び譲与税配付金特別会計（内閣府、総務省及び財務省）
・地震再保険特別会計（財務省）
・国債整理基金特別会計（財務省）
・外国為替資金特別会計（財務省）
・財政投融資特別会計（財務省及び国土交通省）
・エネルギー対策特別会計（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省）
・労働保険特別会計（厚生労働省）
・年金特別会計（厚生労働省）
・食料安定供給特別会計（農林水産省）
・農業共済再保険特別会計（農林水産省）
・森林保険特別会計（農林水産省）
・国有林野事業債務管理特別会計（農林水産省）
・漁船再保険及び漁業共済保険特別会計（農林水産省）
・貿易再保険特別会計（経済産業省）
・特許特別会計（経済産業省）
・社会資本整備事業特別会計（国土交通省）
・自動車安全特別会計（国土交通省）
・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、25年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、約386.6兆円である。このうち、会計間の取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、約185.4兆円である。

この約185.4兆円には、国債償還費等約84.0兆円（24年度当初予算比0.9兆円減）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）約20.0兆円（同0.0兆円減）、財政融資資金への繰入11.6兆円（同4.0兆円減）、社会保障給付費約57.8兆円（同0.6兆円減）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は約12.0兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費約3.8兆円（同0.6兆円増）を除いた額は、約8.2兆円となり、24年度当初予算額に対して約0.2兆円の減少となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	25年度（億円）	24年度（億円）
特別会計歳出総額	3,866,300	3,940,945
特別会計の会計間取引額	635,210	643,562
特別会計内の勘定間取引額	254,416	267,631
一般会計への繰入額	984	1,449
国債整理基金特別会計における借換償還額	1,121,806	1,123,050
純計額	1,853,884	1,905,254
ⅰ国債償還費等	840,310	849,611
ⅱ地方交付税交付金等	199,910	200,033
ⅲ財政融資資金への繰入	116,000	156,000
ⅳ社会保障給付費	577,590	583,423
上記ⅰ～ⅳを除いた純計額	120,074	116,187
ⅴ復興関連経費	37,692	31,692
上記ⅰ～ⅴを除いた純計額	82,382	84,495

(注)1．24年度の「ⅳ　社会保障給付費」には、21年に被用者年金制度一元化法案が廃案になったことによる影響額を含む。当該影響額を含まない場合、同年度の「ⅳ　社会保障給付費」は576,086億円、「ⅰ～ⅳを除いた純計額」は123,524億円。

2．24年度の計数には、24年度末をもって廃止された国有林野事業特別会計（歳出総額4,630億円、純計額1,616億円）が含まれている。

上記18特別会計のうち主なものについて概説する。

①　交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税（地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、特別とん譲与税及び地方法人特別譲与税を総称する。）の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補塡する地方特例交付金についても、この特別会計に計上することとしている。

なお、交通安全対策特別交付金の交付に関する経理を明確にするため、当分の間、この特別会計に計上することとし、交付税及び譲与税配付金勘定と交通安全対策特別交付金勘定の２勘定を設けている。

25年度の主な内容は、次のとおりである。

(ｲ)　交付税及び譲与税配付金勘定

(i)　地方交付税交付金の財源に充てるため、歳入については、一般会計から、①25年度の所得税及び酒税の収入見込額の100分の32に相当する額48,784億円、法人税の収入見込額の100分の34に相当する額29,628億円、消費税の収入見込額の100分の29.5に相当する額31,415億円並びにたばこ税の収入見込額の100分の25に相当する額2,478億円の合算額112,304億円から、19年度、20年度及び24年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭25法211）に基づき25年度分の交付税の総額から減額することとされている額3,808億円を控除し、②同法等に基づき25年度分の交付税総額に加算することと定められている額8,231億円、地方の財源不足の状況を踏まえた加算額9,900億円及び特例加算額36,045億円を加算した額162,672億円を受け入れるほか、財政投融資特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平19法64）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として6,500億円を特例として受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として6,053億円を受け入れることとしている。なお、これに加えて333,173億円を財政融資資金及び民間から借り入れることとしている。歳出については、①25年度分の地方団体に交付する地方交付税交付金として174,479億円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税6,053億円）、②借入金及び一時借入金の利子支払額1,746億円並びに24年度における借入金の償還金334,173億円を国債整理基金特別会計へ繰入として計上することとしている。

(ii)　「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」（平11法17）に基づき、地方特例交付金の財源に充てるため、歳入については、一般会計から地方特例交付金1,255億円を受け入れ、歳出については、25年度分の地方公共団体に交付する地方特例交付金として1,255億円を計上することとしている。